

教育民生委員協議会記録

開会年月日	令和8年2月10日
開会時刻	午前10時19分
閉会時刻	午前11時31分
出席委員名	◎吉岡勝裕 ○辻 孝記 山木英樹 谷口久美
	池田 覚 宮崎 誠 中村 功 楠木宏彦
	北村 勝 議長
欠席委員名	—
署名者	—
担当書記	中谷圭佑
協議案件	1 第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）（案）のパブリックコメントの結果について
	2 「伊勢市離宮の湯」入浴料の改定について
	3 伊勢市人権教育基本方針（案）のパブリックコメントの結果について
	4 第3次伊勢市総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメントの実施について
	5 伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリックコメントの結果について《報告案件》
	6 第2期伊勢市再犯防止推進計画（案）のパブリックコメントの結果について《報告案件》
	7 公民館等集会施設の譲渡等について《報告案件》
	8 管外行政視察の実施について
説明者	教育長、事務部長、学校教育部長、教育委員会事務局参事、
	学校教育課長、社会教育課長
	情報戦略局長、企画調整課長
	環境生活部長、環境課長
	健康福祉部長、健康福祉部理事、健康福祉部次長、健康福祉部参事、
	健康課長、健康課副参事、福祉総務課長、
	福祉総合支援センター副参事
小俣総合支所長、ほか関係参与	

協議経過

吉岡委員長が開会を宣告し、会議成立宣言の後、直ちに議事に入り、協議案件として「第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）について」外6件についての説明を受け、質疑の後、聞き置くこととした。

次に「管外行政視察の実施について」を議題として協議し、今後、管外行政視察を実施するということで決定し、協議会を閉会した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午前10時19分

◎吉岡勝裕委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日御協議願います案件は、案件一覧のとおりでございます。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

【第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）（案）のパブリックコメントの結果について】

◎吉岡勝裕委員長

それでは、「第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）（案）のパブリックコメントの結果について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

教育長。

●小林教育長

本日はお忙しいところ、教育民生委員会に引き続き教育民生委員協議会をお開きいただき、ありがとうございます。本日御協議いただきます案件は、「第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）（案）のパブリックコメントの結果について」のほか報告案件も含めまして、全部で7件でございます。それでは、担当より御説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

◎吉岡勝裕委員長

健康課長。

●村井健康課長

それでは、「第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）（案）のパブリックコメントの結果について」御説明いたします。本件は、昨年12月17日開催の教育民生委員協議会で御協議いただきました第3期伊勢市健康づくり指針（案）のパブリックコメントの結果及び修正について、御報告させていただきます。

資料1-1を御覧ください。「1 パブリックコメント実施の概要」でございます。（1）から（5）に記載のとおりパブリックコメントを実施いたしました。その結果、「2 意見募集の結果」（1）意見数のとおり、お一人から5件の御意見をいただきました。御意見を受けまして、（2）意見内容及び市の考え方、指針案修正の有無につきましては、資料1-2を御覧ください。いただきました御意見の内容と御意見に対する市の考え方を記載しております。いずれも喫煙対策についての御意見でした。既に取り組んでいるものもあり、今後の参考にさせていただきたいと考えており、指針案の修正はございません。

資料1-1にお戻りください。続きまして、「3 指針案の修正内容（パブリックコメント以外）」について御説明いたします。資料1-3を御覧ください。12月の教育民生委員協議会にていただきました御意見を受け、1月13日から15日にかけて、伊勢市民健康会議の委員の皆様指針案の修正について、書面にて御審議いただきました。修正内容を御説明いたします。たばこアルコールの領域における二十歳未満の喫煙と飲酒について、表現統一の御意見を受け修正いたします。資料の修正内容欄1段目と3段目、市民の取組の青年期から高齢期の取組として、二十歳未満の人は喫煙しない（二十歳未満の人の喫煙は法律により禁止）を追加し、喫煙とそろえ、飲酒も同様括弧書きを追加いたします。また、修正内容欄2段目、たばこの領域において、行政の取組として上げていました学校や地域との連携による喫煙防止の取組は、未成年者に対しを削除し、全世代に行うものとします。そのほか、たばこの領域において、青年期から高齢期の喫煙者の取組として上げていました禁煙、減煙するについて、記載順を2つ目に変更いたします。次に、一番下の段、2040年問題を見据えた高齢者対策として、高齢期だけでなく、より早期からの青壮年期にもフレイル予防の取組を追加してはどうかとの御意見を受け、壮年期の課題と今後の方向性に、「将来のフレイル予防のためにも、生活習慣の見直しなど早期からの取組が大切です」の一文を追加いたします。

説明は以上でございます。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

山木委員。

○山木英樹委員

12月の協議会におきまして、健康指針のところに睡眠時無呼吸症のほうの追加を要望させていただいたんですけれども、今回その修正内容には入っておりませんでした。そのときの検討状況についてお聞かせ願えたらと思っています。

◎吉岡勝裕委員長

健康課長。

●村井健康課長

12月の教育民生委員協議会でいただきました御意見につきましては、伊勢市民健康会議の皆様にご審議をいただきました。その結果、睡眠時無呼吸症候群につきましては、生活習慣病予防として重要ではありますが、国の方針や市の健康課題から重点事業としては、がん、糖尿病、循環器疾患の3つを中心に取り組むこととなり、追加には至りませんでした。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長

山木委員。

○山木英樹委員

ありがとうございます。睡眠時無呼吸症は適切な治療を行うことで、高血圧、糖尿病、循環器疾患、肥満などの生活習慣病について改善につながるということは指摘されております。また、その疾患だけでなく、日中の強い眠気による生産性の低下であるとか、居眠り運転等の交通事故のリスクとか、さらにはいびきによる家族、パートナーへの健康被害や家族不和など、個人問題にとどまらず、社会とか経済全体に大きな影響を及ぼす疾患であると思います。現在、国の健康づくり指針においては、睡眠時無呼吸症を十分に取り上げていませんが、それだからこそ、伊勢市が国より先駆けて、伊勢市の市民に対して啓発と早期発見、治療に取り組む意義はかなり大きいかなと思っております。そのような睡眠時無呼吸症を含めた生活習慣の予防、改善に努めることは市民の健康寿命の延伸につながるだけでなく、医療費の抑制にも直結するかと考えております。今後の伊勢市の計画施策として積極的に取り組んでいただくよう検討をお願いいたします。以上です。

◎吉岡勝裕委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【「伊勢市離宮の湯」入浴料の改定について】

◎吉岡勝裕委員長

次に、「伊勢市離宮の湯」入浴料の改定について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

小俣総合支所長。

●世古口小俣総合支所長

それでは、「伊勢市離宮の湯」入浴料の改定について」御説明いたします。資料2を

御高覧ください。「1. 理由」ですが、一般の公衆浴場、いわゆる銭湯の入浴料金は、公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令の適用を受けており、各都道府県が定める統制額、いわゆる上限額の範囲内で入浴料金が決められます。令和7年12月16日、三重県における公衆浴場入浴料金の統制額を指定する告示がされました。これにより、令和8年1月10日以降、三重県内の銭湯における料金の上限が引き上げられ、これを受け、伊勢公衆浴場組合におきましても、協議の結果、本年2月10日から入浴料金を統制額に合わせ引き上げることとなりました。以前より離宮の湯の入浴料は、料金格差による影響を考慮し、市内公衆浴場と同額を上限額としております。このことから、資料中ほど、「2. 改定内容」の入浴料の表にございますように、市内公衆浴場の料金改定に合わせ、12歳以上の入浴料1回「470円」を「500円」、10回分の回数券「4,400円」を「4,700円」に、6歳以上12歳未満の1回「150円」を「200円」、回数券「1,400円」を「1,800円」に、6歳未満の1回「70円」を「100円」、回数券「650円」を「900円」にさせていただきたいと考えております。「3. 改正時期」につきましては、周知期間を考慮し、6月1日からいたします。「4. 今後の予定」でございます。市議会3月定例会に伊勢市離宮の湯条例の一部改正議案を提出、お認めいただきましたら、広報いせ、LINEの配信、ケーブルテレビ及び市ホームページのほか、離宮の湯施設内での周知に努めてまいりたいと考えております。なお、参考までに、資料裏面に三重県告示を掲載させていただきましたので、後ほど御高覧くださいようお願いいたします。

以上、伊勢市離宮の湯入浴料の改定につきまして御説明申し上げます。よろしく御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。
中村委員。

○中村功委員

入浴料が改定されるということで、これについては組合で協議して、何も問題ないのかなど、こう思います。

現在、離宮の湯では何人ぐらい利用されているのでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長

小俣総合支所長。

●世古口小俣総合支所長

令和6年度の数字でございますけれども、1年間で4万8,786人の利用がございました。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長

中村委員。

○中村功委員

ありがとうございます。4万8,000人、5万人弱と、こういうことで、例年それぐらいの推移でということと理解したいと思いますが、そうすると、料金は当然ながらこれだいいと思うんですが、今度、この4月から直営という形になるかと思うんですが、当然ながら収支計画というのが出てくるかとは思うんですが、その辺の経営面から見た部分について、どのようにちょっとお考えしているか教えてください。

◎吉岡勝裕委員長

小俣総合支所長。

●世古口小俣総合支所長

委員から、いわゆる直営での収支ということで御質問いただきましたけれども、実際の予算からいきますと、収支で、市の持ち出しのほうが多くなっているのが実際でございます。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長

中村委員。

○中村功委員

指定管理者のときでも当然ながら持ち出しているのかなと、金額が、入浴料が低いということではあるんですが、基本的には受益者負担という考え方が必要かと思っておりますので、その辺のことを今後、今日は入浴料の改定ということでありましたので、これ以上は突っ込むつもりはありませんが、今後、この在り方も含め、修繕もかなり老朽化に伴っていつてくるので、その在り方も必要かなと、そんなことも思うので、今後経営面からも、縮小というか、ちょっと経営面から見て、市が経営しておるからということやなく、やはりこれは受益者負担の原則に基づいてやるべき事業かなとは思っているので、今後そういう視点でお願いしたいなと思っております。

◎吉岡勝裕委員長

小俣総合支所長。

●世古口小俣総合支所長

今、中村委員さんから御意見を頂戴しました。どうしても、指定管理のときと直営のときと比較しまして、若干直営のほう市の負担が安くなるものの、約1,500万円ほど、市の利用料金と比べましてマイナスになってございます。御本人負担、受益者負担ということになりますと、おおむね900円から、1人、今の4万8,000人程度の入浴の利用者からいきますと、900円、800円ぐらいの負担を求めるようなことになると分析をしております。今後につきましては、施設の老朽化、耐久年数等も、来年度から市の直営での保守管理ということになりますので、その際にそれぞれの設備の確認もいたしまして、適切な施設運営に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解賜りますようお願い

申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長
中村委員。

○中村功委員

ありがとうございます。900円かかると、僕はそういうことも検討されているにはありがたいなと思うんですが、だったら今の4万8,000人を、例えば10万人、利用を増やすという考え方もあるのかなと思うんですけれども、値段を上げるだけじゃなくて、これは協議しての500円となるわけですので、それやったらやっぱり利用を増やす考え方、やっぱり経営面というのはそんなものかなと思いますので、その辺の努力をしていただきたいなという思いで言わせていただきました。以上です。

◎吉岡勝裕委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【伊勢市人権教育基本方針（案）のパブリックコメントの結果について】

◎吉岡勝裕委員長

次に、「伊勢市人権教育基本方針（案）のパブリックコメントの結果について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

学校教育課長。

●木下学校教育課長

それでは、「伊勢市人権教育基本方針（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。資料3-1を御覧ください。まず、「1 パブリックコメント実施の概要」につきましてです。（1）から（5）の記載のとおり実施いたしました。

次に、「2 意見募集の結果」及び「3 意見内容及び市の考え」についてでございます。意見数は2人、2件でございました。いずれも縦覧場所の窓口を通しての御提出でした。意見内容としましては、1つがSNSの中傷、埼玉県川口市のクルド人の方々に対する差別、韓国の平和の少女像について等の社会的事象を例に挙げ、これからは民主主義や人権を学習する必要があるという意見。もう一つが、伊勢市における管理職の人権教育はどのように行われているのかという御意見でした。これらに対する伊勢の考えといたしましては、1つ目に対しましては、「ご意見いただきました内容は、個別的人権課題である「インターネットによる人権侵害」および「外国人の人権」に関わるものであり、学校教育における人権教育カリキュラムや、社会教育における人権施策に位置付けております。

本基本方針への記載はしませんが、具体的な取組を推進してまいります。また学校教育におきましては、「民主主義」「戦争と平和」の学習を教育課程に位置づけており、主に社会科で学習しております。」と回答させていただく所存です。2つ目につきましては、「人権教育につきましては、管理職も含め全職員を対象に研修を実施しております。また、ハラスメントやコンプライアンスに関する研修についても実施しております。」と回答させていただく所存です。いずれも、基本方針案への修正はなしとしたいと考えております。

続きまして、「4 計画案の修正内容」につきましてです。2ページを御覧ください。その他の修正が4か所ございます。資料3-2を御覧ください。1点目は、1ページ中頃でございます下線部分の追加です。修正理由は国の計画変更でございます。2点目と3点目は表記についてでございます。「子どもたち」という表記と「子ども」という表記が混在しておりましたので、県の人権教育基本方針に従い「子ども」という表記に統一いたしました。4点目です。資料3-2の2ページを御覧ください。4点目は市議会からいただきました意見を踏まえ、下段の下線部の内容を追加いたしました。学校教育活動の主体は子供でございますので、全ての子供たちに係るものとして追加記載いたしました。

説明は以上でございます。よろしく御協議賜りますようお願いいたします。

◎吉岡勝裕委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

当局説明員交代のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前10時40分

◎吉岡勝裕委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【第3次伊勢市総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメントの実施について】

◎吉岡勝裕委員長

次に、「第3次伊勢市総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメントの実施について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

情報戦略局長。

●辻村情報戦略局長

説明に入らせていただきます前に、事前にお配りしました資料につきまして、直前に差し替えをお願いすることとなりまして、大変御迷惑をおかけいたしました。申し訳ござい

ませんでした。この後、担当より御説明を申し上げますので、御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長
企画調整課長。

●中内企画調整課長

それでは、「第3次伊勢市総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメントの実施について」御説明申し上げます。資料4-1、1ページ、「1 背景」と「2 経過」を御覧ください。第3次伊勢市総合計画中期基本計画が、令和7年度をもって計画期間が終了するため、後期基本計画の策定を進めてまいりました。この間、各附属機関等からの意見聴取や、高校生との懇談会、市民アンケートなどの意見を踏まえ、総合計画審議会にて御審議をいただき、計画案の取りまとめをいただいたところです。

次に、「3 計画の概要」について御説明申し上げます。（1）計画の位置づけについてでございます。伊勢市総合計画基本構想におきます、まちの将来像を実現するための基本方針として、中期基本計画に続き、後期基本計画を策定するものです。基本構想につきましては、資料4-2の末尾に添付しておりますので、御高覧いただきますようよろしくお願いいたします。次に、（2）本計画に統合・包含する計画でございます。これまで、別に策定してきましたまち・ひと・しごと創生総合戦略、スマートシティ伊勢推進構想及び行財政改革の取組方針を包含する計画として策定しております。（3）計画の期間につきましては、令和8年度から令和11年度までの4年間でございます。

2ページをお願いいたします。「4 計画の構成」でございます。本計画案は5つの要素から構成しております。（1）取組方針では、基本構想に定めるまちの将来像の実現に向け、「市民とともに築く、安心と希望のまちづくり～未来へつなぐ伊勢の力～」を施策展開の方針といたしました。（2）視点でございます。施策を進めるに当たって、事業の立案、執行の際に、踏まえるべき基本的な考えとして新たに設定しております。（3）創生戦略については、持続可能な地域の実現に向け、（4）の分野を横断的に取り組む方針をお示しするもので、市のまち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけるものです。次に、（4）分野別計画でございます。分野の設定については中期基本計画を継承することといたしました。このうち、分野8の市役所運営につきましては、行財政改革の取組方針として位置づけております。

次に、各分野の構成を説明いたします。恐れ入りますが、資料4-2の61ページをお願いいたします。分野2の教育を例に御説明いたします。ここでは、施策1から施策3までの具体的な施策を設定しております。各施策の右側には、主要課題として今後4年間に取り組む主な課題をお示ししております。他分野においても同様の整理となっております。

恐れ入りますが、資料4-1、3ページにお戻りください。（5）指標でございます。目指す方向性や施策の進捗、成果を評価し、市民や関係者の皆様と共有できるよう、指標の考え方を整理するとともに、指標数を増やしております。①モニタリング指標は、施策を取り巻く環境・前提条件や外的要因の影響を強く受けるものの施策の進捗を表す指標で、施策や事業等の検討に当たっての基礎資料とするために設定するものでございます。②目

標指標は、分野ごとの目標及び進捗状況を明らかにするものとして設定しており、それぞれの個別計画と一体的な管理を可能とするよう設定しております。このため、下位計画の期間が終了した後の年度につきましては、目標値を一旦ハイフンで表示しております。これらの指標につきましては、今後下位計画が改定されるタイミング等におきまして、順次目標値を設定してまいります。以上が計画の概要でございます。

次に、「5 パブリックコメントの実施」につきましては、2月26日から3月26日までの間実施する予定でございます。

「6 今後の予定」でございますが、パブリックコメントを実施後、いただきました御意見や本日の会議での御意見を踏まえ、計画案を整理し、総合計画審議会にて御審議の上、答申をいただくこととしております。その後、各常任委員会、協議会で改めて御協議いただいた後、6月定例会にて、議案として御提出申し上げたいと存じます。

4ページを御覧ください。各所管別対象箇所にて、各常任委員会の所管を整理しておりますので、御参照いただければと存じます。

最後に、資料4-3から4-5につきましては、総合計画の中期基本計画及びまち・ひと・しごと創生総合戦略、行財政改革指針の現時点での進捗状況を整理した資料となります。後期基本計画（案）を御確認いただく参考資料として、併せて御参照いただければと存じます。

以上、「第3次伊勢市総合計画後期基本計画（案）のパブリックコメントの実施について」御説明申し上げました。何とぞ御協議賜りますようお願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

ただいまの説明に対しまして御発言はありませんか。

谷口委員。

○谷口久美委員

ここで伺いたいんですけれども、今回の後期基本計画の関係で、市民と共にとという言葉が出てまいりました。そうしますと、市民と共にとすることは、これは総合計画、後期のしっかりと市民の方にもお知らせをする必要があると思うんですけれども、この総合計画、昨日も発言があったように、大変、全体的にボリュームも多いですし、言葉も大変難しいと思うんですけれども、その中で、やはり市民と認識を共感して、共に進めていくに当たっては、まずはまちの将来像、それと基本理念、それをしっかりと共有しながら、ベクトルを合わせて進めていくというふうに考えておりますけれども、それについてはいかがお考えでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長

企画調整課長。

●中内企画調整課長

今、委員御指摘のとおり、まちの将来像を共有していくということは非常に大切なことかと思えます。今回、取組方針並びに視点におきましても、いかに市民の皆様、関係する

皆様と心を合わせてまちづくりを進めていくか、その大切さを柱に置いているところでございますので、言葉の丸暗記とかということではございませんが、どういうまちづくりをしていくのかということを中心に説明し、御理解をいただきながら、共に進めていける、そういった環境をつくっていきたいと思いますので、あらゆる機会を通じてこれの周知でありましたり、それに伴う事業の執行、これについて御説明を申し上げていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎吉岡勝裕委員長

谷口委員。

○谷口久美委員

ありがとうございます。そこで、このように申し上げましたのは、令和6年12月にオンライン市民アンケート、それを実施された中で、伊勢市が行う政策や事業の根拠となる伊勢市総合計画で掲げる基本構想、まちの将来像、まちづくりの基本理念を知っていますかというのがありました。その答えといたしまして、「知っている」が27.8%で、「知らない」という方が72.2%、大半の方がまちの将来像、まちづくりの基本理念を知らないという結果になっておりますので、そういった結果がありますと、やはり市民と共に進めていくというのが、今難しい状態であるのではないかと感じて質問させていただきました。ですので、この基本計画は企画調整課が担当されていますけれども、伊勢市の最上位計画としてとても重要だと思っておりますので、庁内全体でこうした基本理念とか、まちづくりの将来像、簡単な言葉でありますので、あらゆるところで皆さんが染みわたるように使って、進めていくのも必要ではないかと思うんですけれども、そのあたりいかがでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長

企画調整課長。

●中内企画調整課長

まず、今回の総合計画の策定に当たりましては、職員の手作りといいますか、庁内でしっかり検討しながら策定を進めてきたところでございます。今後これを進めていくに当たりましては、職員一人一人が伊勢市がどこを目指しているのかということ、まさに市民の皆様等に語る、説明をしていけるということが大切になるかと思っておりますので、改めて庁内の中で、総合計画の位置づけ、その中で何をを目指しているのかということが徹底できるように、職員への啓発といいますか、研修等々も進めていきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

◎吉岡勝裕委員長

谷口委員。

○谷口久美委員

ありがとうございます。ぜひそのように、皆さんに、職員をはじめ市民の皆さんが共通

認識の下、ベクトルを合わせて、よりよいまちづくりに進んでいってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。

もう一点なんですけれども、ここで発言すべきかどうかと思ったんですけれども、これ、パブリックコメントをかけます、そのパブリックコメントは印刷したもの、製本したものを縦覧場所に置くんですけれども、大事な計画ですので、例えば視覚障がいの方、製本のものを置かれても見られない状況にあるんじゃないかなと思ったんです。ですので、そういった方々にもお知らせをして、意見を求める、また別の場でも意見を求めているか分からないんですけれども、このパブコメに関してそのような対策はあるのか、どうお考えであるのかちょっとお聞かせください。

◎吉岡勝裕委員長

企画調整課長。

●中内企画調整課長

今、おっしゃっていただきました視覚障がい者への対応ということについては、ちょっと技術的なことを含めて、ちょっと確認をさせていただければと思います。計画案の周知につきましては、記載の縦覧場所のほかにも、今回、計画の策定に当たりまして、様々な附属機関、また関係者等へのヒアリングといいますか、意見交換なども行っておるところでございます。そういった計画策定の際に関わっていただいた方々、そういったパイプといいますか、そういった方のお力も借りながら、こういうパブリックコメントを実施しておりますということの周知につなげたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎吉岡勝裕委員長

谷口委員。

○谷口久美委員

ありがとうございます。本当にこれ、ボリューム多いので、音訳の音声でも難しいと思います。ただ本当に大事な計画ですので、たくさんの方にこういった計画があるということを知っていただくような機会を設けていただきまして、いろんな方々の幅広い方の意見を求めて、とてもいい計画にしていってほしいなと思いますので、よろしく願いいたします。以上です。

◎吉岡勝裕委員長

他に御発言はありませんか。

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今、非常に総論的な話をしていただいたと思うんですけれども、今、教民の領域ですと、分野2の教育、3の環境、4の医療・健康・福祉、この部分に対応すると思うんですけれども、この個別の部分について幾つか質問させていただきたいと思うんですが、まず、教

育に関しまして、施策1の学校教育というところ、63ページなんですけれども、課題のところ、上から2行目に不登校の問題を扱っている項なんですけれども、「新たな不登校を未然に防ぐ取り組みが必要です。」というふうなことを書いていただいているんです。この表現ですと、例えば、特定の子供がちょっと元気ないな、不登校になるんじゃないかな、心配だなという、そういう不安材料を抱えている子供に対して対応すると、そういうふうなことだけに読めるんですけれども、問題はやはり学校の在り方自体が子供に対してストレスになって、それが何らかの不登校の背景になってしまっているんじゃないかというようなことを感じるんですね。今、特に学校スタンダードというようなことが施策の中でも進められているという話、伊勢市の場合ちょっとよく分からないんですけれども、そういう話があるんですけれども、例えば、げた箱に靴をきちんと、5ミリメートルぐらいあるところにそろえるとか、そういう細かい指示もあったりするところもあるみたいなんですけれども、そういうふうな決まりが多過ぎて嫌になるみたいなの、そういった部分があるんだと思うんです。そういう、言ってみれば人格形成、あるいは学力形成において、どうでもいいようなことといたしますか、そういったことがかえってストレスになっているんじゃないかと。それで、子供が自由に頭を働かせる、体を動かせる、そういう中で子供が育っていくという、そういう場を学校は提供しなくちゃいけないと思うんですけれども、そういう学校の在り方として見直しが必要だと思うんですが、今の部分だけじゃそこら辺が読み取れないので、その辺について考えを紹介していただきたいと思います。

◎吉岡勝裕委員長
学校教育課長。

●木下学校教育課長

不登校の未然防止につきましては、特定の児童生徒への対応にとどまらず、学校全体がどの子にも安心して過ごせる場所となることが不可欠だと考えおります。一人一人が大切にされて、自分が大切にされとるんだな、自分がここにおいていいんだなという環境を土台としまして、過度な校則等は絶えず点検、見直しを行いながら、児童生徒の参画を通じて、個性が尊重される学校づくりを推進したいと考えております。

◎吉岡勝裕委員長
楠木委員。

○楠木宏彦委員

私は、これまで中学校の校則などについていろいろ問題点を指摘もさせてきていただいているんですけれども、小学校なんかでも校則という形じゃなくて、クラスの決まりだとか、そういったことで非常に窮屈さを感じている子供がいるというような部分も感じたりしますものですから、学校規則全体を、本当にもう楽しい学校をつくっていくというような観点から対応していただきたいと思います。

次に、分野4になるんですけれども、施策2の地域福祉というところで、85ページに課題の2つ目として、「設置した様々な相談窓口が支援を必要とする人に結びついていない

状況が見られることから、SOSを出せない人を把握し、支援につなげる仕組みづくりをさらに充実させる必要があります。」と、このように書かれているんですけども、その具体的な取組の方向性のところを見ても、若干そのことについては明確に書かれていないので、その辺のこと、この課題に対してどのような、支援につなげる仕組みづくりをさらに充実させるというふうに考えていただいているのかについて、説明をいただきたいと思えます。

◎吉岡勝裕委員長

福祉総合支援センター副参事。

●小川福祉総合支援センター副参事

SOSを出せない方の把握につきましては、今も現在行っておりますけれども、コンビニ、スーパーなどに相談窓口の一覧、こういうのを掲示していただいております。今年度からまたさらに薬局のほうにも掲示をお願いしております、さらに自治会、まちづくり協議会さんの掲示板等々にもそういうふうな掲示を依頼させていただいております。SOSを出せない方というのは、なかなかそういうふうな機会に触れる場もありませんので、例えば、夜中にコンビニに行ったときに、個室のトイレの中にそういうふうな掲示があれば、そこから支援につながるというふうなこともありますので、そういった周知を徹底してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

◎吉岡勝裕委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

周知ということで、随分努力していただいているということなんですけれども、日常的に地域に民生委員さんもいらっしゃいますし、それから自治会なんかでも何らかの気になっている方々を把握していただいているということもあると思えますので、そういったところもしっかり連携しながら対策をやっていただければと思います。

次ですけれども、高齢者の福祉、施策5なんですけれども、ここのところの91ページに、取組の方向性というところですね、これの4-5-2というところなんですけれども、2項目めに、「高齢者の自主的な健康づくりや介護予防の取り組みが身近な場所で行われるよう、フレイル予防を目的とした「集いの場」の創設や活動を支援します。」というふうに書かれています。そのことについて、分野別モニタリング指標、目標指標のところ、今の98ページにあるんですけども、4-5-2ですか、ここのところで、フレイル予防の活動に取り組む集いの場数等の団体数と箇所ということで、令和4年度が94か所、令和5年度が106か所、令和6年度が82か所と、ここでちょっと減っているんですけども、この点についてはどのように見ているのでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長

福祉総合支援センター副参事。

●田代福祉総合支援センター副参事

集いの場に関しては、集いの場という定義そのものを現在見直しのほうをさせていただいております。これまでは健康福祉職が関与して創作していった、そこからの継続した取組のものを含めていましたが、国のほうの動きも変わりました、既に住民主体で取り組んでいる、介護予防という言葉を使っていなくても、そのように取り組んでいただいているところも集いの場、介護予防に取り組む通いの場、集いの場というふうな形の捉え方に変わってきておりますので、地域の中でそういう資源のほうも把握させていただきまして、令和8年度からそのような取組のところにも我々関与しながら、関係機関とも関与しながら、どんどん介護予防の輪を広げていきたいというふうな考えで進めてまいりたいと思っております。

◎吉岡勝裕委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

今、令和5年度から令和6年度にかけて数が減っているという、このことについての説明じゃないんですけれども、そここのところの把握はどうなんでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長

福祉総合支援センター副参事。

●田代福祉総合支援センター副参事

今現在、詳細の説明のほうは、申し訳ありません、ちょっとできる準備のほうはできておりません。申し訳ありません。

◎吉岡勝裕委員長

健康福祉部参事。

●谷健康福祉部参事

楠木委員がおっしゃられた106か所から82か所に減っている、そここのところなんですけれども、伊勢市のほうが集いの場に行っている回数、そして地域包括支援センターが、地域のほうからの要請であったり、あとは安心生活講座とかという介護予防の教室をしておるんですけれども、令和5年度から令和6年度にかけましては、地域のほうからのちょっと要請の回数が減ってございましたので、実績といたしましては減少という形にはなっております。今後は、先ほど田代副参事が申し上げましたように、こちらのほうから積極的に介護予防というところで、地域のほうに出向いて回数を増やしていったって、フレイル予防に取り組んでいただけるように努めてまいりたいと思います。

◎吉岡勝裕委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

先ほど、地域主体で進めていくというような話があったんですけども、計画をですね、令和8年度100か所、令和9年度110か所、これは年度ごとに10か所ずつ増えているんですが、例えば令和8年度に100か所にしたいということなんですけれども、あるいは令和9年度に110か所と、このような数字について、具体的にどの地域が少ないからどの地域に増やしたいとか、あるいはここは空白になっているからそこに新しく設置したいとか、例えばそういう具体的な内容から積み上げられた数なのか、それとも大まかに100か所という数を上げて、これで頑張ろうねみたいな形になっているのか、その辺ちょっと、やっぱり具体的にどの地域、あの地域というようなことで考えていっていただかないと、実際には実現していけないと思いますので、その辺についてはどのように考えていただいていますか。

◎吉岡勝裕委員長

福祉総合支援センター副参事。

●田代福祉総合支援センター副参事

介護予防保健事業計画も含め、今回の計画策定に当たりまして、再度地域全体の住民主体の取組も含めて、生活支援コーディネーター、第2層コーディネーターと協力しながら調査のほうを実施いたしました。全地域にやはりそういう資源を増やしていくというところで、計画的に進めてまいっております。資源のほうが少ない地域には計画的に、私どものほうで新規に立ち上げられるように、今現在住民の代表の方ともお話をし合いながら、やっぱりつくり上げるにはある程度の期間が必要ですので、伴走支援をしながら取組を計画的に進めているところです。

◎吉岡勝裕委員長

楠木委員。

○楠木宏彦委員

具体的に、例えばAという地域で、例えばBさん、Cさんというような方が協力してもらえそうとか、あるいはDという地域ではこういう方がいらっしゃるとか、そういうことを具体的に、そういうどなたと協力しながら進めていくのかということも、具体的な計画を立てながら、やはりこの数字を追及していただければと思います。やはり、単に数だけ100か所とか言うだけじゃ実現できませんから、具体的なそういう計画をそれぞれの地域で立てていっていただきたいと思いますけれども、そこら辺をさらに追及していただきたいと思います。以上です。ありがとうございます。

◎吉岡勝裕委員長

他に御発言はありませんか

宮崎委員。

○宮崎誠委員

私からは2点ほど聞かせていただきたいと思います。

資料4-2の76ページと79ページになりますが、取組の方向性の中の3-3-2ということで、環境保全活動の促進、この点についてお聞かせ願いたいと思います。

79ページを見ますと、ボランティア清掃ごみ袋の配布数という形にあります。実際清掃活動、企業さんもしくは団体さん、そして個人の方で活用されているごみ袋というのは、この多分黄色いごみ袋の数字だと思うんですが、確認だけさせていただきますでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長

環境課長。

●山本環境課長

この指標で使わせていただいているボランティア清掃ごみ袋につきましては、個人さんを対象にして配布をさせてもらっています。これにつきましては、新型コロナウイルスの感染症の影響で、勢田川七夕大そうじ等、大規模な清掃活動が中止や規模縮小になりましたので、その中で市民の方から御意見いただきまして、個人や少人数でもボランティア清掃したいということで御意見いただきまして、伊勢市環境会議さんがごみ袋を作成して、令和4年度から個人向けに配布させていただいているものです。以上です。

◎吉岡勝裕委員長

宮崎委員。

○宮崎誠委員

分かりました。今回の数字でいきますと、どうしても初年度の令和4年度が数字が高いというところもあって、今年度以降の話になりますが、右肩上がりで数字がなっています。これでいくと、ちょっと指標としては、考え方として不足があるんじゃないかなと私自身は考えております。先ほども申しましたが、実際に市内でボランティア活動を積極的に、毎日のようにやっていただいているところ、曜日限定だったり、月に1度とか、週にまたいでとかいろいろありますが、どうしても個人さんだけではなくて、企業さんや団体さん、もしくはイベント等でボランティア活動という形で保全活動をやっているところはたくさんあるかと思います。そういったところの指標でいきますと、参加していただいた団体さんの数だったりとか、そういったところも入れていくべきかなと思いますが、何よりも清掃活動の中に、この黄色いごみ袋だけではなくて、普段、指定ごみ袋として活用している30リットル、もしくは45リットルですかね、そういったものも頻繁に使われている方がたくさんいらっしゃいます。また、黄色いごみ袋については10リットルあるので、実際に少なければごみ袋を1つにまとめてリサイクルするという形も取られているということも伺っておりますので、指標としてはこの黄色いごみ袋を単体で見るのではなくて、やはりごみ減量課のほうに清掃活動したいんですということで、イベント増だ

ったり、企業さん、団体さんがごみ袋を100枚単位でもらっていただけるとか、そういったこともあると伺っていますので、そういったところも指標に加えていくべきではないかと思うんですが、その点について最後お聞かせ願えますでしょうか。

◎吉岡勝裕委員長
環境課長。

●山本環境課長

ボランティア清掃ごみ袋につきましては、黄色いごみ袋で取り組んでいただいている、それ自体が目立ちますので、御本人の取組であったり、袋のPRにもなっているのかなと思いますけれども、別に、別途御自身のごみ袋で回収していただいている方も多数みえるというふうに把握しております。今後、どのように周知、このごみ袋自体は無償で配布させていただきますので、この取組をどうやって周知していくのか、また取組自体をどう工夫していくのかにつきましては、今後の課題として検討したいと思います。以上です。

◎吉岡勝裕委員長
他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長
御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。
会議の途中ですが、11時20分まで休憩させていただきます。

休憩 午前11時11分
再開 午前11時20分

◎吉岡勝裕委員長
休憩前に引き続きまして、会議を続けさせていただきます。
続きまして、報告案件に入ります。

【伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリックコメントの結果について 《報告案件》】

◎吉岡勝裕委員長
「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリックコメントの結果について」当局から報告をお願いいたします。
健康課副参事。

●北村健康課副参事

それでは、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリックコメントの結果について」御報告申し上げます。資料5を御覧ください。「1 パブリックコメント

実施の概要」を御覧ください。本件につきましては、（１）意見募集した案件のとおり、令和７年12月17日開催の教育民生委員協議会で御協議いただきました計画案について、（２）意見募集方法から、（５）意見募集の期間に記載のとおり実施をいたしたところでございます。

次に、「２ 意見募集の結果」を御覧ください。パブリックコメントの結果でございませぬが、御意見等はございませぬでしたので、計画案のとおり策定を進めることとし、年度内に公表してまいりたいと考えております。

以上、「伊勢市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

本件は報告案件でありますが、特に御発言がありましたらお願いいたします。
御発言はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【第２期伊勢市再犯防止推進計画（案）のパブリックコメントの結果について《報告案件》】

◎吉岡勝裕委員長

次に、「第２期伊勢市再犯防止推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」当局から報告をお願いいたします。

福祉総務課長。

●野北福祉総務課長

それでは、「第２期伊勢市再犯防止推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。資料６を御覧ください。「１ パブリックコメント実施の概要」を御覧ください。本件につきましては、（１）意見募集した案件のとおり、令和７年12月17日開催の教育民生委員協議会で御協議いただきました計画案につきまして、（２）意見募集方法から、（５）意見募集の期間に記載のとおり実施をいたしたところでございます。

次に、「２ 意見募集の結果」を御覧ください。パブリックコメントの結果でございませぬが、御意見等はございませぬでしたので、計画案のとおり策定を進めることとし、年度内に公表してまいりたいと考えております。なお、本件につきましては、パブリックコメント実施後、令和８年１月16日に、伊勢市再犯防止推進計画策定委員会を開催し、御審議をいただいたところでございます。

以上、「第２期伊勢市再犯防止推進計画（案）のパブリックコメントの結果について」御説明申し上げます。御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎吉岡勝裕委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。
御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎吉岡勝裕委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

【公民館等集会施設の譲渡等について《報告案件》】

◎吉岡勝裕委員長

次に、「公民館等集会施設の譲渡等について」、当局から報告をお願いいたします。
社会教育課長。

●下村社会教育課長

それでは、「公民館等集会施設の譲渡等について」御説明いたします。資料7を御覧ください。現在、自治会等が指定管理により運営している市所有の公民館等集会施設については、施設類型別計画に基づき、地元自治会へ譲渡等をするよう進めております。このたび地元自治会との協議が調いました公民館のうち管理主体変更となります新高公民館、下長屋公民館、上條公民館及び譲渡となります新開公民館、学習等供用施設のうち管理主体変更となります村松町民会館、小川町民会館、湯田公民館及び譲渡となります有滝町民会館、明野公民館につきまして、それぞれ用途廃止をいたします。廃止の時期につきましては、周知期間等を考慮しまして、令和8年5月1日を予定しております。また、他の公民館等集会施設につきましても、公民館等集会施設の譲渡等に関する方針に基づき、現在、自治会等との協議を進めており、協議等が調った施設から順次譲渡等を進めてまいります。なお、対象施設の譲渡等進捗状況を2ページ目にまとめております。濃い網かけ箇所がこれまで、今までの用途廃止施設で、薄い網かけ箇所が今回の用途廃止施設でございます。今後の予定としましては、3月市議会定例会に伊勢市立公民館条例及び伊勢市学習等供用施設条例の一部改正議案の提出をさせていただきたいと考えております。

以上が、「公民館等集会施設の譲渡等について」でございます。よろしくお願いいたします。

◎吉岡勝裕委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。
御発言はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎吉岡勝裕委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。
暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時25分

再開 午前11時27分

◎吉岡勝裕委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

【管外行政視察の実施について】

◎吉岡勝裕委員長

それでは、「管外行政視察の実施について」御協議願います。

まずは、今後管外行政視察を実施するかどうかについて御発言がありましたらお願いしたいと思います。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前11時28分

再開 午前11時28分

◎吉岡勝裕委員長

休憩を解き、会議を開催いたします。

御発言がありましたらよろしくお願ひいたします。

宮崎委員。

○宮崎誠委員

実施する方向で検討していただきたいと思います。

◎吉岡勝裕委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

よろしいでしょうか。

管外行政視察につきましては、今後実施することに決定いたしまして御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

管外行政視察を実施するということを御決定いただきましたので、視察項目につきまして御協議願います。

視察項目につきまして、特に御発言がありましたらお願いいたします。

どうでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎吉岡勝裕委員長

視察項目の希望がありましたら、2月17日火曜日までに正副委員長また事務局に申出を

お願いしたいと思います。

先ほどは前期の4年間に視察研修に行ったところを配付させていただきました。参考にさせていただきながら、また、今回新人の方もたくさんおみえですので、こういったところを見に行きたい等ありましたら、ぜひ事務局まで、また正副委員長まで申出をお願いしたいと思います。

中村委員。

○中村功委員

事務局にお尋ねしたいんですけれども、この令和4年度が11月実施になっているのはどういう理由か分かりますか。

◎吉岡勝裕委員長

事務局。

●中谷書記

一番下の令和4年度が少し時期がほかと違うところは、コロナ明けの時期でございまして、ほかと比べてイレギュラーな日程設定となっているところでございます。

◎吉岡勝裕委員長

昨日の産業建設委員会でも、お木曳の行事が入ってくるということもありますので、皆さんのまた予定も確認させていただきながら、なるべく早い時期に行きたいとは思いますが、その辺も調整も含めて、こちらのほうで調整させていただきたいと思っておりますので、またよろしくお願いしたいと思っております。

現在のところ継続調査案件事項といたしましては、伊勢市病院事業に関する事項、学校教育に関する事項、子ども子育て支援に関する事項、保健福祉拠点に関する事項、カーボンニュートラルに関する事項となっております。その他につきましては3月議会で議決することが必要となってきますので、その場合はまた御提案いただきたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思っております。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

閉会 午前11時31分